

## メビウス Member's Press

## メビウス講義レポ

第196回 2019年6月

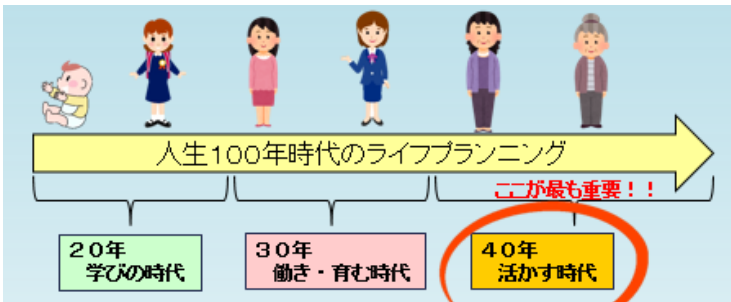
これで完璧！

私の幸せ相続対策

去る6月18日(火)、太田商工会議所において、  
税理士 原田尚信氏を迎え、相続・贈与の基本的な知識や仕組みを学びました。  
財産承継には設計図が必要です。親が生前にきちんとした設計図を描くこと  
が、引き継ぐ子どもたちへの「幸せ対策」になります。



税理士 原田 尚信 氏



平均寿命を80歳としたとき、親の相続を迎える子どもの年齢は、おおよそ50～60代。子どもたちにも、それぞれの生活があり、それぞれの事情があります。親が設計図を描かず、子どもたちの心の準備ができていなかったために、問題が起こってしまうことが多いといえます。

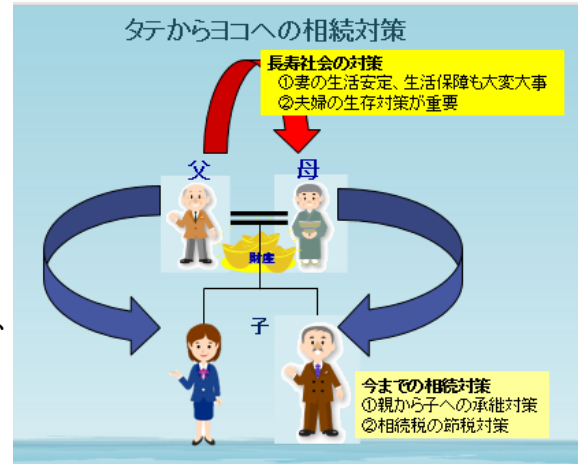
相続というと、子どもたちへのタテの相続にばかり気持ちがいきますが、「夫から妻へと残す」ヨコの対策も大切です。「ヨコとタテの対策」には**順番が非常に重要**です。

## 大切なのは「タテからヨコへの相続対策」

1. 言葉で伝える
2. ラストラブレターを書く
3. 自分の財産を把握する
4. 税金対策(納税・財産引き下げ)を行う
5. 財産の整理をする

親から子へのタテの相続には、引き継ぎやすくするために、  
財産の整理や追加を行います。

夫から妻へ遺す場合は、妻の生活保障や安定を考えたり、  
生命保険などの長寿対策も重要になります。



## 贈与のポイント

それは、贈与ですか？

相続対策を兼ねて子どもにナイショで月々数万円ずつ積み立ててます  
ハンコは、家族全員同じで、通帳は私が全て管理しています。

民法では

贈与は、「あげる」という意思と、「もらう」という意思が重要

①証拠を残す…通帳間での移動

②自由に使える

無駄遣いしないように通帳・ハンコを親が管理している×

講義ではそのほか、相続税と贈与税の比較や正しい贈与のしかたのポイントについて触れました。  
贈与と認められるためには、「あげる」と「もらう」という意思にもとづき、あげる側が一方的に暗黙のうちに通帳を管理するのではなく、普段出入りのある通帳で、もらう側が自由に引き出せる状況が必要ということでした。

# 教えて！メビウスにQ

このコーナーでは、  
税務・労務・生命保険  
などについて  
皆様から寄せられた  
ご質問にお応えします。



## Question1

生命保険料の課税、非課税について教えてください。

## Answer

生命保険では、保険料を払う人(契約者)、保険の保障の対象となる人(被保険者)、保険金を受け取る人(保険金受取人)がいます。

保険料の払い方や受け取り方によって、保険金には相続税、贈与税、所得税(住民税)の各種税金が課税されたり、非課税になったりします。

### 1. この場合はどうでしょうか？

Aさんは、妻・子ども2人の4人家族です。  
夫であるAさんが、契約者・被保険者となって、死亡保険金3,000万円の保険に入っています。  
死亡保険金の受取人は配偶者の奥様です。

契約者(保険料を払う人)	夫
被保険者(保険の保障を受ける人)	夫
保険金受取人(保険金を受け取る人)	妻

上記のようになります。

保険料を支払っていて、その保険の保障を受ける夫が他界された場合、原則として死亡保険金は相続税の課税対象です。しかし、ご遺族の生活等を配慮し、受け取った生命保険については一定額まで相続税等を課税しない制度…死亡保険金の非課税枠というものがあります。

### 2. 死亡保険金の非課税枠

死亡保険金は「残された家族の生活保障」という大切な役目を持っているため、一定の死亡保険金には相続税を課税しないこととしています。なお、非課税とされる枠は、相続人が保険金を受け取る場合に限り、「500万円×法定相続人の数」とされています。

「1」のケースでは以下ようになります。

500万円×3人(妻+子ども2人=3人)=1,500万円

相続税の課税の対象となるのは、

死亡保険金3,000万円-1,500万円(非課税枠)=1,500万円(税金がかかる金額)となります。

死亡保険金の非課税枠を限度額まで全て活用されて申告しているのは、全体の3割くらいです。残り7割の方は枠が余ってしまっているなど、この制度を活用されていないようです。

自分のところはどうか？とお思いになった方、是非、メビウス事務局までご相談ください。

## ～ 橋をかける ～

令和元年、花開くような満面の笑みに、女性として厳しい道を通り、自己確立し堂々とした皇后雅子様のお姿に、テレビ画面を通して大きな安堵感を持った。

この道の先を歩まれ、昭和、平成と世界に誇る皇后の姿を創り上げられた上皇后美智子様、限りなく高貴な美しいそのお姿。

「橋をかける」 美智子、ふと目にした静かな佇まいの一冊。

その一節

『人は生まれて以来、人は自分と周囲の間に、一つ一つ橋をかけています。(中略) 時として橋をかける意志を失った時、人は孤立し平和を失います。

この橋は外に向かうだけでなく内にも向かい、自分自身との間にも絶えずかけ続けられ、本当の自分を発見し、自己の確立をうながしていくように思います。』

「でんでんむしのかなしみ」(「橋をかける」より)

『そのでんでんむしはある日、突然自分の背中の殻に悲しみが一杯つまっていることに気が付き、友達を訪ねもう生きていけないのではないかと自分の背負っている不幸を話します。

友達のでんでんむしは、それはあなただけでは、私の背中の殻にも悲しみは一杯詰まっていると答えます。

小さなでんでんむしは別の友達、また別の友達と訪ねて行きましたが、どの友達も返ってくる答えは同じでした。そして、でんでんむしはやっと悲しみは誰でも持っているのだ、自分だけではないのだ。私は私の悲しみを堪えていかなければならない。このでんでんむしはもう嘆くのをためた、というところで本は終わっています。

大人になった時、「生きていくということは楽なことではないのだ」そういうことが幾度となく甦ってきました。(中略) 読書は、人生の全てが決して単純ではないことを教えてくれ私たちはそれに耐えて生きていかなければならないということ、人と人との関係、国と国との関係においても。』

凜としたおやかに人々に寄りそう、コスモスのごとくに、お健やかにと願う。

参考：「橋をかける」美智子(すえもりブックス発行)

文中「でんでんむしのかなしみ」新美南吉著

スクール長 浅沼 公子



## メビウス事務局 ホットタイム

6月7日、関東甲信地方も梅雨入りしました。今年は、曇りや雨の日が多く、梅雨明けも遅くなりそうだとか。こんな時期、会員の皆さまはどのようにお過ごしですか。



雨の時期、憂鬱な気分になってしまいがちですが、そんな雨の多い時期だからこそ美しいものがあります。「紫陽花」は、雨に濡れた姿が一番美しい花と言われています。ちょうど、今がベストシーズン。カメラ片手に出かけてはいかががでしょうか。 スクールアドバイザー 関田恭裕

雨の日は、気持ちが落ち着くので好きです。針のように降り注ぐ雨を見ながらボーっとしています。カラダを動かしたくなったら、バッティングセンターへ！ 少年たちと切磋琢磨しています。 目指すは、東京五輪?! 運営主幹 伊藤広美



まさに梅の実が熟す時の長雨、猛暑を乗りきるための“梅ジュース”を仕込んで、普段ゆっくり組めない刺繍や小物づくりにいそしむ家籠りを楽しんでいます。 スタッフ 飯野由紀恵



3月よりメビウス事務局に加わりました。どうぞよろしくお願ひいたします。梅雨の時期は家だけでなく、心と身体もジメジメしないように気をつけます。梅雨明けの暑さにばてないように、楽しく過ごしたいと思います。 スタッフ 山崎郁子

NEW



# オフィスチーコ

代表・講師

橋本 千鶴 さん

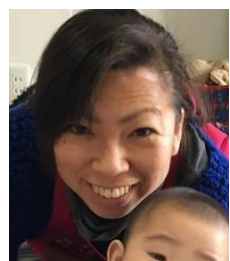
〒326-0816

栃木県足利市緑町2-6-26

TEL:090-9104-6416 10:00~15:00(別にイベント有)

Mail:b.b.b.2150@gmail

メビウス会員 お仕事紹介



オフィスチーコは、地域密着で子育て支援の活動を幅広く展開しています。その一つ『子育てサークル』(足利・太田・桐生)は、子育てをしているママと赤ちゃんのはじめの一步を応援するサークルです。3~6か月の赤ちゃん和妈妈を対象に、ママたちの悩みや地域の情報を共有して“この地域で子育てできてよかった!”と思えるように・・・そしてその先もつながる仲間づくりのお手伝いをしています。



募集中!

▲ 橋本千鶴さん

- ・自分の赤ちゃんに同級生のお友達を作ってあげたい!
- ・ママ友が欲しい!・赤ちゃんとの遊び方を知りたい!
- ・情報交換やママ同士の交流がしたい!
- ・市外や県外から嫁いできて子育てに不安・・・!?



- 足利子育てサークル  
(水)(木)開催1月より2クラス  
参加費1回1200円・月謝制
- 太田子育てサークル  
(金)開催  
参加費1回1500円・月謝制
- 桐生子育てサークル  
(火)開催  
参加費1回1500円・月謝制

こんなママさん、赤ちゃん  
お待ちしております!



## イベント情報

- 🐾 毎年10月開催:「まちなかハロウィン」司会
  - 🐾 太田イオンキッズ向けワークショップイベント主催
  - 🐾 佐野市あかみ幼稚園re.手作り市イベントマネジャー
- その他、各所にて赤ちゃん、キッズ、高齢者向け講師を担当!

ブログ: <https://ameblo.jp/ran-1225/entry-12432329656.html>

楽しい情報 満載!

インスタ: <https://www.instagram.com/p/ByOfPT7hRWH/?igshid=3th916y2w2zf>

## メビウストーク

## ほっとラウンジ



個人情報ですから、個人情報ですから、個人情報ですから!



メビウス主宰・税理士  
三上 洋子

「これ、更新しておいて」

息子からカードを渡された。TSUTAYAの会員証である。

映画好きの彼は、TSUTAYAでよく洋画を借りてくる。

窓口にて、カードの更新を申し出る。そこでのやり取りが今回のタイトルだ。

「これは、あなたのカードではないですね」「息子のですけど」「本人以外は更新手続きできません」

「私、親ですが・・・」「親であっても、会員カードは個人情報なので本人以外は更新できません」「私、親です。高校生の息子の会員証です」「個人情報ですから」「おかしいんじゃないですか。クレジットカードでもなく、これは単なる会員証ですよ。息子の会員証のただ、更新ですよ」「うちの規則です。とにかく、個人情報ですから」

これを書いているのもばからしくなるくらいの「個人情報」のオンパレードであった。

いったい、何をもって「個人情報」と言っているのかが分からなかった。会員になる時は、私が申込書を書いた。たしか、氏名、性別、住所、電話番号、生年月日、そして、私が署名をしたと記憶する。どの部分が「個人情報保護法」に抵触するのか、TSUTAYAの会員運営規則、もしくは、このやり取りの根拠をご存知の方は教えてほしい。

遵法は大事だ。しかし、その過度な運用で無用なトラブルがわが身に起こるのはご免である。

翌日息子は私から勝ち取った(?)更新料216円を含む2千円を手に、洋画DVD6枚を持ち帰ってきた。

お問合せ  
ご相談

NPO法人女性のためのビジネススクール メビウス  
TEL0284-41-1324 FAX0284-41-1340

〒326-0808栃木県足利市本城2-1901-8  
email:office@bs-mebius.net